

「令和の日本型学校教育」を推進する学校の適正規模・適正配置の在り方に関する調査研究協力者会議 議論のまとめ（案） 概要

令和8年3月●日



文部科学省

令和8年3月11日
第9回調査研究協力者会議
資料 2

議論の背景と前提

- 平成27年に「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を策定・公表。
- この間、学校設置者である各市町村で学校の適正規模・適正配置が進められてきたが、人口減少の継続、学校を取り巻く環境の変化、いわゆる1小1中状態の市町村の割合の増加といった学校の適正規模・適正配置の検討にかかわる状況に変化。
- そのため、学校の適正規模・適正配置の在り方について調査研究協力者会議を設置し、議論。

議論のまとめの基本的考え方

- 平成27年手引きの基本的考え方は引き続き妥当。

(平成27年手引きの基本的考え方)

- ① **児童生徒の教育条件の改善の観点**が学校の適正規模・適正配置の検討の中心であること。
- ② 検討に当たっては手引き上の基準に機械的に縛られることなく**各地方公共団体において主体的に判断を行う必要**があること。
- ③ 学校を統合する場合と小規模校を存続させる場合のいずれの場合でもその**利点を活かし課題を最小化する工夫が必要**であること。

- 平成27年手引きを「広域化」「総合化」「現代化」の観点から更新。

広域化：各市町村がそれぞれの域内だけを念頭に検討するのではなく、周辺の市町村を巻き込んだ圏域で検討するという観点。

総合化：学校を設置する教育委員会の視点で検討するのではなく、首長部局も含めた各市町村全体でその地域の未来を考える視点で検討するという観点。

現代化：学習指導要領の改訂、GIGAスクール構想の推進等学校教育の状況が変化していることを踏まえ、それに対応した学校教育となる記載に改める観点。

- 加えて、上記観点の土台として、**計画の策定や検討の加速**等各市町村が留意すべき観点の追記が必要。

文部科学省において取り組むべき事項

- 文部科学省では手引きの改訂に加え、各市町村における学校の適正規模・適正配置の検討を後押しする伴走支援の強化等が必要。